　年　　月　　日

個人情報を取り扱う受託業務における個人情報保護措置に係る報告書

台東区長　　殿

住所

契約者

代表者　　　　 　　　　　　　　　　　 印

台東区から受託した業務について、個人情報の保護に関する法律（平成１５年法律第５７号）の趣旨に則り、下記のとおり個人情報保護の管理を行い、必要な措置を講じています。また、現在必要な措置を講じていない場合には、今後速やかに措置を講じます。

記

契約件名：

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 内容 | 実施状況 |
| 1 | 受託業務における責任者、業務従事者の管理体制及び実施体制について規定している。（＊） | ☐規定している  ☐速やかに規定する |
| 2 | 責任者は、業務従事者に対し、個人情報の保護に関する意識の高揚を図るための啓発その他必要な教育研修を、年に１回以上（受託期間が1年未満の場合には、受託期間内に１回以上）行っている。 | ☐実施している  ☐速やかに実施する |
| 3 | 責任者は、個人情報の秘匿性等の内容に応じて、アクセスする権限を有する業務従事者の範囲と権限の内容を、業務を行う上で必要最小限の範囲に限定している。 | ☐実施している  ☐速やかに実施する |
| 4 | 責任者は、業務従事者が個人情報へのアクセス権限を有する場合であっても、アクセスは必要最小限とし、業務上の目的以外の目的で個人情報にアクセスしないよう指示・監督している。 | ☐実施している  ☐速やかに実施する |
| 5 | 責任者は、自らが又は業務従事者に指示することにより、個人情報が記録されている媒体を定められた場所に保管している。また、区の指示又は必要に応じ、耐火金庫への保管、施錠等を行っている。 | ☐実施している  ☐速やかに実施する |
| 6 | 個人情報が記録されている媒体を、区の許可を得て外部へ送付し又は持ち出す場合には、パスワード、ICカード、生体情報等を使用して権限を識別する機能を設定する等のアクセス制御のために必要な措置を講じている。 | ☐実施している  ☐速やかに実施する  ☐該当なし |
| 7 | 個人情報を含む電磁的記録又は媒体の誤送信、誤送付、誤交付、又はウェブサイト等への誤掲載を防止するため、個人情報の秘匿性等その内容に応じ、複数の責任者・業務従事者による確認やチェックリストの活用等の必要な措置を講じている。 | ☐実施している  ☐速やかに実施する |
| 8 | 責任者は、個人情報又は個人情報が記録されている媒体（端末及びサーバに内蔵されているものを含む。）が不要となった場合には、区の指示に従い、当該保有個人情報の復元又は判読が不可能な方法により当該情報の消去又は当該媒体の廃棄、返還を行っている。 | ☐実施している  ☐実施予定 |
| 9 | 個人情報の消去や個人情報が記録されている媒体の廃棄を再委託する場合（二段階以上にわたる委託を含む。）には、消去及び廃棄に立ち会い、又は写真等を付した消去及び廃棄を証明する書類を徴収するなど、再委託先において消去及び廃棄が確実に行われていることを確認している。 | ☐実施している  ☐実施予定  ☐該当なし |
| 10 | 外国において個人情報を取り扱う場合、当該外国の個人情報の保護に関する制度等を把握した上で、個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じ、区に説明を行っている。 | ☐実施している  ☐実施予定  ☐該当なし |
| 11 | 責任者は、上記のとおり個人情報の管理が適切になされているかについて、内部検査（点検、ヒアリング等）を実施している。 | ☐実施している  ☐速やかに実施する |

＊別途、管理体制図や担当する業務内容の概要が分かる資料を提出すること。

※実施状況において、「速やかに規定する」、「速やかに実施する」を選択した場合、契約締結後３か月以内（受託期間が３か月に満たない場合には受託期間終了まで）にその後の実施状況について、再度本報告書にて報告すること。